

鳥取県告示第 93 号

平成 18 年鳥取県告示第 869 号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）で告示したショッピングスクエア パセオに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出について、大規模小売店舗を設置する者から次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングスクエア パセオ
日野郡日南町霞 789-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
有限会社さつき開発 代表取締役 佐々木幸喜
日野郡日南町霞 789-1
- 3 届出を取り下げた日
平成 19 年 1 月 23 日